

請求の範囲

- [請求項1] 母材鋼板のいずれか一方又は両方の表面の少なくとも一部が、接着能を有する絶縁被膜により被覆された電磁鋼板であって、
前記絶縁被膜の25～100℃の温度範囲の対数減衰率が0.3以下である、電磁鋼板。
- [請求項2] 前記絶縁被膜の対数減衰率のピーク温度と硬化開始温度との差が80℃未満であり、かつ前記ピーク温度の対数減衰率と前記硬化開始温度の対数減衰率との差が0.1以上である、請求項1に記載の電磁鋼板。
- [請求項3] 前記絶縁被膜の200～250℃の温度範囲の対数減衰率が0.9以下である、請求項1又は2に記載の電磁鋼板。
- [請求項4] 母材鋼板のいずれか一方又は両方の表面の少なくとも一部が、接着能を有する絶縁被膜により被覆され、
前記絶縁被膜の対数減衰率のピーク温度と硬化開始温度との差が80℃未満であり、かつ前記ピーク温度の対数減衰率と前記硬化開始温度の対数減衰率との差が0.1以上である、電磁鋼板。
- [請求項5] 前記絶縁被膜の200～250℃の温度範囲の対数減衰率が0.9以下である、請求項4に記載の電磁鋼板。
- [請求項6] 母材鋼板のいずれか一方又は両方の表面の少なくとも一部が、接着能を有する絶縁被膜により被覆され、
前記絶縁被膜の200～250℃の温度範囲の対数減衰率が0.9以下である、電磁鋼板。
- [請求項7] 請求項1～6のいずれか一項に記載の電磁鋼板が複数積層され、互いに接着されている、積層コア。
- [請求項8] 請求項7に記載の積層コアを備える回転電機。